

平成 2 1 年分収支報告書の訂正の状況について

平成 2 1 年分収支報告書の訂正の状況について、総務大臣届出の政治団体については提出された訂正願を集計し、各都道府県選挙管理委員会届出の政治団体については担当者に概況を聴取したところ、以下のとおりとなった。

1 総務大臣届出の政治団体について

- 総務省では収支報告書の受理後に訂正を行う場合、政治団体から訂正願を徴取している。
- 総務大臣届出の国会議員関係政治団体（年の途中で国会議員関係政治団体であったものを含む。）の平成 2 1 年分収支報告書について、平成 2 2 年 1 2 月 1 日までに提出された訂正願を対象として集計した。

(1) 収支報告書の支出に係る訂正

① 収支報告書の支出に係る訂正願の数

平成 2 1 年分収支報告書を提出した国会議員関係政治団体 8 7 8 団体のうち、1 5 6 団体からのべ 1 6 4 件（8 団体が 2 回訂正、3 回以上はなし）の訂正願が提出された。

② 訂正方法による分類

訂正方法	削除線による見消し	1 0 8 団体
	差替え ※ 1	1 2 団体
	訂正内容の追記	6 団体
	見消しと差替えの両方の方法により訂正	なし
	見消しと追記の両方の方法により訂正	3 0 団体

※ 1 : 収支報告書の提出期限後は、差替えによる訂正を認めていない。

③ 訂正内容による分類

訂正の内容により、訂正の前後を比較したときに支出が同一のものといえないような支出の実態を変更する訂正を行った団体と、支出の実態に影響しない訂正を行った団体に分類し、それぞれ該当する団体数を集計したところ、以下のとおりとなった。

訂正内容	A 支出の実態を変更する訂正を行った団体 ※ 2	2 8 団体
	a 支出を追加・削除	1 5 団体
	b 支出金額を変更	4 団体
	c a・b の両方について訂正	9 団体
	B 支出の実態に影響しない訂正を行った団体	1 2 8 団体
	d 誤字・脱字の訂正	5 7 団体
	e より正確な情報を記載 ※ 3	3 6 団体
f d・e の両方について訂正	3 5 団体	

※ 2 : A・B の両方に該当する団体（7 団体）は、A に集計している。

※ 3 : 支出の相手方の住所に係る政令市の行政区や字名の追記等について集計している。

(2) 政治資金監査報告書の訂正

○ 政治資金監査報告書に係る訂正願の数 56団体（複数回提出した団体はない）

政治資金監査報告書の訂正	形式的訂正 ※4	44団体
	実質的訂正 ※4 (うち収支報告書の実質的訂正に係るもの)	12団体 (2団体)

※4：政治資金監査報告書中、政治資金監査の実施場所の変更に係る訂正及び「2. 監査の結果」の内容に係る訂正を「実質的訂正」、それ以外のものを「形式的訂正」に分類した。なお、両方に該当する団体はなかった。

<形式的訂正の例>

- ・登録政治資金監査人が自署していなかった。 10団体
- ・団体名に誤りがあった。 13団体
- ・対象となった会計の期間の標記に誤りがあった。 10団体
- ・収支報告書の根拠条文（法第12条と第17条）に誤りがあった。 6団体
- ・代表者名に誤りがあった。 5団体 等

<実質的訂正の例>

- ・記載例と全く異なる書面を提出していた。 3団体
- ・領収書等亡失等一覧表の備考欄の支出の相手方の明細について記載又は訂正した。 2団体
- ・政治資金監査の実施場所を主たる事務所からそれ以外の場所に変更した。 1団体
- ・記載例（1）として提出していたものを記載例（3）に変更した。 1団体
- ・領収書等亡失等一覧表を添付した。 1団体
- ・徴難明細書等及び振込明細書が保存されていた旨を記載していたが、当該記述を削除のうえ、保存されていない旨を記載した。 1団体 等

2 都道府県選挙管理委員会届出の政治団体について

- 各都道府県選挙管理委員会の政治資金収支報告書担当職員に対して、訂正の状況に関する電話聞き取り調査を実施した結果、以下のとおりとなった。
- 調査においては、各都道府県選挙管理委員会届出の国会議員関係政治団体に係る平成21年分収支報告書及び政治資金監査報告書の訂正について、担当者の所感として該当する団体の割合がどの程度かを尋ねた。

(1) 収支報告書の支出に係る訂正

- 各都道府県選挙管理委員会の担当者に対し、形式審査において指摘し、訂正されたものも含め、収支報告書の支出に係る訂正を行った政治団体の割合について尋ねたところ、以下の結果が得られた。
 - ・「少数（～3割）あった」などと回答：14選管
 - ・「半数前後（4～6割）」などと回答：12選管
 - ・「大半（7割～）が該当した」などと回答：21選管
- また、上記の訂正のうち、訂正の前後を比較したときに支出が同一のものといえないような、支出の内容に関わる実質的な訂正の割合を尋ねたところ、以下の結果が得られた。
 - ・「なかった」と回答：10選管

- ・「少数（～3割）あった」などと回答：35選管
- ・「半数前後（4～6割）」などと回答：2選管
- ・「大半（7割～）が該当した」などと回答：0選管

○ 前ページの結果をまとめると、以下の表のとおりとなった。

			② (①のうち) 実質的な訂正を行った団体の割合			
			なし	少数 (～3割)	半数前後 (4～6割)	大半が該当 (7割～)
① 収支 報告書の 支出に係 る訂正を 行った団 体の割合	少数 (～3割)	14選管	6選管	7選管	1選管	0選管
	半数前後 (4～6割)	12選管	3選管	8選管	1選管	0選管
	大半が該当 (7割～)	21選管	1選管	20選管	0選管	0選管
計		47選管	10選管	35選管	2選管	0選管

(2) 政治資金監査報告書の訂正

- 各都道府県選挙管理委員会の担当者に対し、形式審査において指摘し、訂正されたものも含め、政治資金監査報告書に係る訂正を行った政治団体の割合について尋ねたところ、以下の結果が得られた。
- また、上記の訂正のうち、実質的な訂正についても尋ねたところ、収支報告書の訂正に伴う実質的な訂正が全国で2団体あったのみであり、その他はすべて登録政治資金監査人の自署の不備等に係る形式的な訂正であった。

	無かった	少数 (～3割)	半数前後 (4～6割)	大半が該当 (7割～)
政治資金監査報告書の訂正	11選管	29選管	4選管	3選管